

櫛形荘介護予防通所介護相当サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光明会が開設する指定介護予防通所介護相当サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護相当サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(運営方針)

第3条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、第1号通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練等及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (2) 事業の提供に当たる従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練等その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 櫛形荘介護予防通所介護相当サービス事業所
- (2) 所在地 山梨県南アルプス市上宮地 1408 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
なお、事業従業者は指定通所介護の業務を行うものとする。

- (1) 管理者 1名 （兼務）

管理者は、事業通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、事業通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名 （うち1名兼務）

生活相談員は、生活指導その他の事業の提供に当たる。

- (3) 看護職員 3名 (うち2名兼務)

看護職員は、運動器機能向上、口腔機能向上、その他の事業の提供に当たる。

- (4) 介護職員 2名以上

介護職員は、介護その他の事業の提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 1名(兼務)

機能訓練指導員は、機能訓練等その他の事業の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第6条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日営業、1月1日から1月2日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後4時10分とする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、18人(指定通所介護を含む)とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

- (2) 機能訓練等

なお、具体的には、アクティビティ、運動器機能向上、口腔機能向上等

- (3) 健康状態の確認

- (4) 入浴介助

- (5) 居宅から事業所への送迎

- (6) 介護等に関する相談及び援助

- (7) 食事提供サービス

(事業の利用料)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。(別紙1)

- 2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により次の便宜を提供した場合は、その利用料の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費(おやつ代含む) 600円/日

- (2) おむつ代 実費

- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

- 3 前項の便宜を提供する際には、利用者又はその家族に対して事前に理解しやすいよう説明を行った上で、文書により同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、南アルプス市区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は従業者の指示、指導に留意し、他の利用者への迷惑行為を慎むこと。
- (2) 事業所の環境整備、衛生保持に協力すること。

(苦情処理)

第 12 条 提供した事業に対する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 事業の提供中に、利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、主治医への連絡する等適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 4 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練にあたっては、地域住民の協力を得ながら連携に努める。

- 2 災害が発生した場合の業務継続計画の策定と、研修及び訓練の実施をおこなう。

(事故発生時の対応)

第 15 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第 16 条 地域密着型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(身体拘束に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の身体拘束等適正化のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束委員会の設置と定期的な開催の実施
- (2) 指針の整備
- (3) 定期的な研修の実施

2 事業所は、地域密着型通所介護サービスの提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 19 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

(地域との連携)

第 20 条 事業所は、適正な運営の確保とサービスの質の向上を図るために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村、地域密着型通所介護について知見を有する者等とする。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね 6 ヶ月に 1 回以上とする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、地域密着型通所介護(通所型介護予防サービス)に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から 5 年間保存するものとする。
 - (1) 地域密着型通所介護計画(通所型介護予防サービス計画)については、計画の完了日
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
 - (4) 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日

- (5) 事故の状況及び事故の際して採った措置についての記録については、そのサービスを提供した日
- (6) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録については、運営推進会議を行った日
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人光明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(別紙 1)

(単位：円)

項目	内 容	利用者等が支払う金額	単 位	備 考
法定代理受領サービスの利用料	予防通所介護費 要支援 1	<u>1 割 1,798 円</u> <u>2 割 3,596 円</u> <u>3 割 5,394 円</u>	月	該当者から徴収
	要支援 2	<u>1 割 3,621 円</u> <u>2 割 7,242 円</u> <u>3 割 10,863 円</u>	月	該当者から徴収
	栄養改善加算	200	月	該当者から徴収
	口腔機能向上加算	150	月	該当者から徴収
	事業所評価加算	120	月	該当時徴収
	若年性認知症利用者受入加算	240	月	該当者から徴収
	サービス提供体制加算 要支援 1	24	月	該当者から徴収
	要支援 2	48	月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算	5.9%	月	該当者から徴収
	介護職員等処遇改善加算	1.0%	月	該当者から徴収
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.1%	月	該当者から徴収
	地域区分	10.14 円	1 単位	利用料 1 単位(10 円) 10.14 円に変更
その他の費用	食事費	600	1 食	おやつ代含む
	特別な食事の提供	実 費		該当者から徴収
	教養娯楽費	実 費		該当者から徴収
	その他	実 費		該当者から徴収